

不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について（新規）

不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を一定の要件の下で成績評価できることを法令に位置付けましたので、お知らせいたします。

6 文科初第 1 1 2 6 号

令和 6 年 8 月 2 9 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事 殿
附属学校を置く各国公立大学法人学長
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定
を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

望 月 禎

（公 印 省 略）

不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について（通知）

不登校児童生徒の中には、教育支援センター等の公的機関やフリースクール等の民間施設等の学校外の機関（以下、「学校外の機関」という。）や自宅等において懸命に学習を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として積極的に評価していくことが重要です。こうした観点から、これまでも「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年 10 月 25 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）（以下、「令和元年通知」という。）において、我が国の義務教育制度を前提としつつ、不登校児童生徒の欠席中の学習成果に対して学習評価を適切に実施し、その結果を不登校児童生徒に積極的に伝えることの意義等について周知を行ってきたところです。

現在、義務教育段階の不登校児童生徒の数は 10 年連続で増加しており、特に令和 3 年度、令和 4 年度には 2 年連続で 20 万人を超えて過去最多を更新しています。他方、学校外の機関等で相談・指導等を受けたり、自宅において ICT 等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いされる児童生徒の数も増加傾向にあります。

また、令和 5 年 3 月に取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」（令和 5 年 3 月 31 日文部科学大臣決定）においては、不登校児童生徒が教育支援センターや自宅等で行った学習の成果が成績に反映されるようにすることとしており、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）においても、教室外の学習成果の成績反映を促すための法令上の措置を行うこととしております。

これらを踏まえ、今般、不登校児童生徒の努力の成果の適切な評価を促進するため、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省令第 24 号。以下「本省令」という。）及び不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映する場合を定める告示（令和 6 年文部科学省告示第 127 号。以下「本告示」という。）を別添 2、別添 3 の通り令和 6 年 8 月 2 9 日に公布し、同日付で施行しました。

本改正の趣旨、概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、都道府県・指定都市教

育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県にあっては所管の学校法人及び私立学校に対し、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対し周知するようお願いいたします。

なお、周知にあたっては、例えば、教育委員会主催の管理職・教員研修の場において配布するなど、各教育委員会等において効果的な周知の工夫を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価に係る学校教育法施行規則の改正について

(1) 本省令の概要及び趣旨について

不登校児童生徒の中には、学校外の機関や自宅等において相談・指導を受け、社会的な自立に向けて懸命の努力を続けている者もいる。

我が国の義務教育制度を前提としつつ、このような児童生徒の努力を学校として評価し、支援することは重要であり、不登校児童生徒の学習の成果の成績評価を適切に行い、指導要録に記入したり、評価の結果を通知表等により、当該児童生徒や保護者、学校外の機関等に積極的に伝えることは、当該児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

このため、不登校児童生徒について成績評価を行うにあたっては、本通知2.の文部科学大臣が定める要件の下、学校の判断で不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を考慮することができることとすること。

なお、令和元年通知にあるとおり、本省令の施行前においても、不登校児童生徒の成績評価を行うことは可能であり、本改正は令和元年通知の内容を法令上明確化するものであること。

(2) 本省令の対象について

本省令は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校小学部・中学部に在籍しつつも、何らかの心理的、情緒的、身体的もしくは社会的要因又は背景によって、学校生活への適応が困難であるため相当の期間出席しない又はすることができない状況にある不登校児童生徒が行う学習について、成績評価を行うことができるとしているものであること。不登校であるか否かは、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における年間30日以上欠席という定義が一つの参考になるが、その判断は学校又はその設置者が行うこととし、例えば不登校の傾向が見られる児童生徒も対象となり得るものであること。

そのため、上記の要因・背景によらず、例えば保護者の教育に関する考え方に基づき、正当な事由無く登校していない児童生徒については、本省令に基づく成績評価の対象とはならないこと。

なお、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の生徒が行う学習については、本省令の対象とはならないが、

- ・ 高等学校においては、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 88 条の 4 において、全日制、定時制に通う不登校生徒等は、教育上有益と認めるときは、自宅等で通信教育を受け、単位を取得することが可能となっていること
- ・ 特別支援学校高等部においては、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 134 条及び特別支援学校高等部学習指導要領（平成 31 年文部科学省告示第 14 号）第 1 章第 2 節第 8 款 6 に基づき、通信教育を行うことができることとされていること等から、別途法令上の措置がなされているものであること。

2. 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映する場合を定める告示（文部科学大臣が定める要件）の概要及び趣旨について

不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映する際に満たすべき文部科学大臣が定める要件として、以下の第 1 号から第 3 号を全て満たしている必要があること。

① 第 1 号の概要及び趣旨について

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校小学部・中学部（以下、「学校」という。）は成績評価を行うに当たり、不登校児童生徒の学習の計画・内容が不登校児童生徒の在籍する学校の教育課程に照らし適切と認められるか確認を行う必要があること。

② 第 2 号の概要及び趣旨について

学校外の機関や自宅等では、保護者、教育支援センター等の公的機関や民間団体等の職員（以下、「保護者等」という。）が不登校児童生徒の学習状況等の把握や相談・指導を行う役割を担う場合もあることから、学校と保護者等の間に十分な連携協力体制が保たれるとともに、学校が保護者等を通じて当該児童生徒の学習活動の状況等について、定期的・継続的に把握する必要があること。

③ 第 3 号の概要及び趣旨について

学校として不登校児童生徒を支援していくにあたっては、保護者等を通じて当該児童生徒の学習活動の状況等を把握するのみならず、学校が、不登校児童生徒本人と直接関わりを継続することが重要であること。

そのため、学校は訪問による対面指導や ICT を活用したオンラインでの相談・指導等を通じて、不登校児童生徒本人の学習活動の状況等について、定期的・継続的に把握するとともに、不登校児童生徒との間に適切な関わりを維持できるよう努める必要があること。

その際、学校が当該児童生徒の学習活動の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。

3. 留意事項について

① 令和元年通知及び「不登校の児童生徒等への支援の充実について」（令和 5 年 11 月 17 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）で示したとおり、

- ・ 特に義務教育段階の学校は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通じて、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として

必要とされる基本的な資質を培う質の担保された教育機関であり、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組がもとより重要であること。

そのため、こうした学校教育を受ける機会、周囲の児童生徒と交流や切磋琢磨する機会を得られないことにより、当該児童生徒が将来にわたって社会的自立を目指すうえでリスクが存在することを踏まえ、児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進することが重要であること。

- ・ 不登校児童生徒への支援については、児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな対応や、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援を行うことが重要であること。

さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

- ② 学校外の機関や自宅等での学習の成績評価を行う際は、本省令の趣旨を踏まえ、学校が保護者等と十分な連携協力体制を保ち、不登校児童生徒本人と関わりを継続すること等により、必要な程度を超えて不登校の期間が長期にわたることを助長しないように留意すること。
- ③ 成績評価の一環として、観点別学習状況及び評定を記載するにあたっては、一部教科において在籍する学年よりも下学年の学習を行っているなど、告示の要件を満たしていない教科がある場合や、告示の要件を満たしていても十分な評価材料が提出されていない場合などもあることから、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではないこと。観点別学習状況または評定を記載することが困難な場合においても、指導要録の所見欄にその学習状況を文章記述するなど、次年度以降の当該児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った、適切な記載に努めることが求められるものであること。

併せて、通知表等を通じて当該児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えることも考えられること。

- ④ フリースクール等の民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。

このため、学校及び教育委員会においては、令和元年通知の別添3「民間施設についてのガイドライン（試案）」を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

- ⑤ 当該児童生徒が複数の学校外の機関等において学習を行っている場合には、自宅も含めそれぞれの学校外の機関等における学習状況等を確認することが望ましいこと。
- ⑥ 本告示第2号、第3号における当該児童生徒の学習活動の状況等の定期的・継続的な把握について、その頻度は当該児童生徒の状況等を踏まえ各学校において適切に判断していただくべきものであるが、最低限、学校における成績評価の通知の頻度（例えば学期ごと）に対応したタイミングで、学習状況等の把握を行う必要があること。

なお、これはあくまで成績評価を行うための学習活動の状況等の把握の頻度として示すものであり、当該児童生徒との関わりを学期ごとに一度で良いということを意味するものではなく、当該児童生徒の心理状況等を踏まえつつ、可能な限り細やかに学校が当

該児童生徒や学校外の機関等との関わりを持ち続けていくことが重要であること。その際、担任による把握が困難な場合、学校全体の役割分担の下で、担任以外の教職員が行うことも考慮すること。

- ⑦ 本告示第3号における不登校児童生徒への訪問による対面指導や ICT を活用したオンラインでの相談・指導等に際して、とりわけ不登校児童生徒の自宅における ICT 等を活用した学習活動の成績評価を行う際には、原則として、訪問等を通じて定期的かつ継続的に対面での相談・指導を行うことが望まれること。

一方、不登校児童生徒の中には、対面での指導が困難な児童生徒もいることから、その場合には ICT 等を活用した相談・指導を行うことも可能であること。

また、例えば、担任による相談・指導が困難な場合、他の教諭や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が相談・指導を行うことも考慮すること。

- ⑧ 本省令は、あくまでも不登校児童生徒が欠席中に行った学習について、一定の要件の下で成績評価を行うことができる旨を法令上明確化したものであり、不登校児童生徒以外の児童生徒が欠席中に行った学習の成果について学習評価を行うことを妨げる趣旨ではないこと。例えば、ペーパーテストや実技テストの日に風邪で欠席した児童生徒が欠席中に行った別の課題の提出をもって成績評価を行う等の取組については、本省令に関わらず、引き続き行うことが可能であること。
- ⑨ 教室に行くことができなくとも、校内教育支援センター等で教師等から相談・指導を受けている児童生徒については、本省令によらずとも、個別具体の事情も踏まえつつ、学校に登校しているものとして成績評価を行うことが可能であること。
- ⑩ 不登校児童生徒の指導要録上の出欠の取扱いについては、引き続き令和元年通知に基づき対応するものとする。

4. 具体的な取組例

- ① 1人1台端末を活用して、教育支援センターや自宅から学校の授業にオンラインで参加している不登校児童生徒の学習成果を成績に反映。
- ② 学校から届いたプリントや教材等を活用して教育支援センターや自宅で学習した成果を成績に反映。
- ③ フリースクールに対して、定期的に不登校児童生徒の状況をまとめた報告書を学校に提出するように依頼し、学校とフリースクールが直接連絡を取れる体制を整備したうえで、フリースクールで学校の課題や定期テスト等の適切な教材に取り組んでいる不登校児童生徒について、その学習成果を成績に反映。
- ④ 民間のeラーニング教材を活用して教育支援センターで学習を行っている不登校児童生徒について、教育支援センターの職員が保護者と連携しつつ、学習状況等を把握し、学校に情報共有することで、その学習成果を成績に反映。

【別添資料】

- ・別添1 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価に係る法令改正について（概要）
- ・別添2 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第24号）
- ・別添3 不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映する場合を定める告示

(令和 6 年文部科学省告示第 127 号)

【参考資料】

- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年 10 月 25 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm
- ・「不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方」（令和 5 年 11 月 17 日付け文部科学省初等中等教育局長通知別紙）
https://www.mext.go.jp/content/20231120-mxt_jidou02-000032767_01.pdf
- ・「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」（令和 5 年 3 月 31 日文部科学大臣決定）
https://www.mext.go.jp/content/20230418-mxt_jidou02-000028870-cc.pdf

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課企画係

電話番号 03-5253-4111（内線 3054）

e-mail jidou@mext.go.jp

法令改正の趣旨

- 学校に通うことができなくとも、教育支援センターや民間団体等の学校外の機関や自宅等で学習を続けている不登校児童生徒の努力を評価し、社会的自立を後押しすることは重要であり、これまでも、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月初等中等教育局長通知）において、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、不登校児童生徒が学校外の機関や自宅等で行う学習の成果を成績に反映できることとしてきた。
- 近年の不登校児童生徒の急増を受け、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）において教育支援センターや自宅等での学習が成績に反映されるようにすることが明記され、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月閣議決定）においても、教室外の学習成果の成績反映を促すための法令上の措置を行うこととされていることを踏まえ、不登校児童生徒の努力の成果の適切な評価を促進し、誰一人取り残されない学びの充実を一層推進するため、令和元年の通知の内容を法令上明確化するもの。

法令改正の概要

学校教育法施行規則の一部改正

義務教育段階の不登校児童生徒について成績評価を行うにあたっては、文部科学大臣が定める要件の下で、不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を考慮することができることを法令上に規定

文部科学大臣が定める要件

- 01 学習の計画・内容が、不登校児童生徒の在学する学校の教育課程に照らし適切と認められること。
- 02 学校と不登校児童生徒の保護者、教育支援センター、民間団体等との間に十分な連携協力関係が保たれるとともに、学校において、学習活動の状況等の当該不登校児童生徒の状況を保護者等を通じて定期的かつ継続的に把握していること。
- 03 学校が、訪問による対面指導等により、学習活動の状況等の不登校児童生徒の状況を定期的かつ継続的に把握するとともに、不登校児童生徒と学校との適切な関わりを維持するよう留意していること。



取組例

- 1人1台端末を活用して、教育支援センター等から学校の授業にオンラインで参加している不登校児童生徒の学習成果を成績に反映
- 学校から届いたプリントや実技教科の作成キット等を自宅や教育支援センターで学習し、その成果を成績に反映
- フリースクールに対して、定期的に不登校児童生徒の状況をまとめた報告書を学校に提出するように依頼し、学校とフリースクールが直接連絡を取れる体制を整備したうえで、フリースクールで学校の課題や定期テスト等の適切な教材に取り組んでいる不登校児童生徒について、その学習成果を成績に反映
- 民間のeラーニング教材を活用して学習を行っている不登校児童生徒について、教育支援センターの職員が保護者と連携しつつ、学習状況等を把握し、学校に情報共有することで、その学習成果を成績に反映



○文部科学省令第二十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十三条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月二十九日

文部科学大臣 盛山 正仁

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第五十七条 「略」	第五十七条 「同上」
2 学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校を欠席した児童について前項の成績評価を行うに当たっては、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該児童が欠席中に行つた学習の成果を考慮することができる。	「項を加える。」
第二百三条 高等学校においては、第二百四条第一項において準用する第五十七条第一項（各学年の課程の修了に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けないことができる。 2 「略」	第二百三条 高等学校においては、第二百四条第一項において準用する第五十七条（各学年の課程の修了に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けないことができる。 2 「同上」
第二百四条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）第五十四条、第五十五条の五、第五十七条第一項、第五十八条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）及び第七十八条の二の規定は、高等学校に準用する。 2・3 「略」	第二百四条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）第五十四条、第五十五条の五から第七十一条まで（第六十九条を除く。）及び第七十八条の二の規定は、高等学校に準用する。 2・3 「同上」
第二百十三条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）第五十四条、第五十五条の五、第五十七条第一項、第五十八条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）第七十八条の二、第八十二条、第九十一条、第九十四条及び第百条の三の規定は、中等教育学校に準用する。この場合において、同条中「第百四条第一項」とあるのは、「第百十三条第一項」と読み替えるものとする。	第二百十三条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）第五十四条、第五十五条の五から第七十一条まで（第六十九条を除く。）第七十八条の二、第八十二条、第九十一条、第九十四条及び第百条の三の規定は、中等教育学校に準用する。この場合において、同条中「第百四条第一項」とあるのは、「第百十三条第一項」と読み替えるものとする。
2 第五十七条第二項、第七十七条の二及び第七十八条の規定は、中等教育学校の前期課程に準用する。 3 「略」	2 第七十七条の二及び第七十八条の規定は、中等教育学校の前期課程に準用する。 3 「同上」

第百三十五条 「略」	2 第五十六条の五から第五十八条まで（第五十七条第二項を除く。）第六十四条及び第八十九条の規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に準用する。
3 第三十五条、第五十条第二項、第五十三条及び第五十七條第二項の規定は、特別支援学校の小学部に準用する。	4 第三十五条、第五十条第二項、第五十七条第二項、第七十条、第七十一条及び第七十七条の二から第七十八条の二までの規定は、特別支援学校の中学部に準用する。
5 「略」	第百七十九条 第五十七条（第二項を除く。）から第六十二条まで、第九十条第一項及び第二項、第九十一条、第九十二条第一項、第九十四条、第九十五条、第九十六条第三項、第九十六条から第九十二条の二（第三項を除く。）までの規定は、高等専門学校に準用する。この場合において、第百六十四条第一項中「第百五条」とあるのは「第百二十三条において準用する第百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第百十八條の規定により高等専門学校」と、同条第四項中「大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準」とあるのは「高等専門学校設置基準」と、同条第五項中「大学設置基準第二十八條第二項、短期大学設置基準第二十七條第二項及び専門職短期大学設置基準第二十五條第二項の規定による単位の特与の有無」とあるのは「高等専門学校設置基準第二十一條第二項の規定による単位の修得の認定の有無」と、同条第六項中「第百五条」とあるのは「第百二十三条において準用する第百五条」と読み替えるものとする。

第百三十五条 「同上」	2 第五十六条の五から第五十八条まで、第六十四条及び第八十九条の規定は、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部に準用する。
3 第三十五条、第五十条第二項及び第五十三条の規定は、特別支援学校の小学部に準用する。	4 第三十五条、第五十条第二項、第七十条、第七十一条及び第七十七条の二から第七十八条の二までの規定は、特別支援学校の中学部に準用する。
5 「同上」	第百七十九条 第五十七条から第六十二条まで、第九十条第一項及び第二項、第九十一条、第九十二条第一項、第九十四条、第九十五条、第九十六条第三項、第九十六条から第九十二条の二（第三項を除く。）までの規定は、高等専門学校に準用する。この場合において、第百六十四条第一項中「第百五条」とあるのは「第百二十三条において準用する第百五条」と、同条第三項中「第九十条第一項の規定により大学」とあるのは「第百十八條の規定により高等専門学校」と、同条第四項中「大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準」とあるのは「高等専門学校設置基準」と、同条第五項中「大学設置基準第三十一條第二項、専門職大学院設置基準第二十八條第二項、短期大学設置基準第二十七條第二項及び専門職短期大学設置基準第二十五條第二項の規定による単位の特与の有無」とあるのは「高等専門学校設置基準第二十一條第二項の規定による単位の修得の認定の有無」と、同条第六項中「第百五条」とあるのは「第百二十三条において準用する第百五条」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省告示第二百二十七号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十七条第二項（同令第七十九条、第七十九条の八第一項、第一百十三条第二項並びに第一百三十五条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席した児童又は生徒が欠席中に行った学習の成果を考慮して成績を評価することができるときを次のように定め、公布の日から施行する。

令和六年八月二十九日

文部科学大臣 盛山 正仁

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（以下「小学校等」という。）において、学校教育法施行規則第五十七条第二項（同令第七十九条、第七十九条の八第一項、第一百十三条第二項並びに第一百三十五条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定により学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校等を欠席した児童又は生徒（以下「不登校児童生徒」という。）が欠席中に行った学習の成果を考慮して成績を評価することができる場合は、次のいずれにも該当する場合とする。

一 学習の計画及び内容が、当該不登校児童生徒の在学する小学校等（以下「在学小学校等」という。）の教育課程に照らし適切と認められること。

二 在学小学校等と当該不登校児童生徒の保護者、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成二十八年法律第百五号）第十一条の不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設、同法第二条第四号に掲げる教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者（以下「保護者等」という。）との間に十分な連携協力関係が保たれるとともに、在学小学校等において、学習活動の状況その他の当該不登校児童生徒の状況を保護者等を通じて定期的かつ継続的に把握していること。

三 在学小学校等が、当該不登校児童生徒に対する訪問による対面指導その他の方法により、学習活動の状況その他の当該不登校児童生徒の状況を定期的かつ継続的に把握するとともに、当該不登校児童生徒と在学小学校等との適切な関わりを維持するよう留意していること。